

政策会議付議事案書 (令和3年1月19日)

提案課名 警防課

報告者名 加藤 和博

<p>事案名</p>	<p>秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>消防団員数は全国的に減少傾向が続いており、本市におきましても、令和2年4月1日現在条例定数416人のところ、実員376人と40人不足しております。</p> <p>近年、全国で多発する、地震、台風、集中豪雨及び大規模火災等の発生時に、地域の安全・安心を守るために、最も身近な存在である消防団は極めて重要であり、地域防災力の低下を防ぐためにも、消防団員数の減少に歯止めをかける必要があります。</p> <p>そのため、消防団員に支給される報酬及び費用弁償の支給額を見直し、処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 昭和41年3月25日 「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」施行</p> <p>2 昭和47年4月1日 「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」一部改正 以降 報酬14回 費用弁償9回 改正</p> <p>3 平成23年10月28日 「消防団の充実強化について」消防団員の処遇改善（報酬、費用弁償引き上げ）についての助言として消防庁長官通知発出 以降7回処遇改善通知</p> <p>4 令和2年12月15日 都道府県知事及び市町村長に対し消防団員の確保に関する総務大臣書簡発出</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <p>1 報酬について、団員から団長までの報酬額（年額）を6,000円引き上げること。</p> <p>2 費用弁償について、水火災その他の災害は2,700円とすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年2月 令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出 令和3年4月1日 改正条例の施行</p>	



秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正することについて

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のと  
おり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、  
その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引  
き上げるため、改正するものであります。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

第13条第1項中「従事した場合には、費用弁償として1回につき2,600円」を「従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出動手当」に改め、同条第2項中「その出張について」を削り、「別表」を「別表第3」に改める。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

区分	報酬額（年額）
団長	130,500円
副団長	99,500円
分団長	72,000円
副分団長	58,000円
部長	52,500円
班長	43,500円
団員	42,500円
機関員	11,500円

別表第2（第13条関係）

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から

施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項の規定は、施行日以後に出動した職務の出動手当について適用し、施行日前に出動した職務の出動手当については、なお従前の例による。

議案第22号 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>2-5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に<u>従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出動手当を支給する。</u></p> <p>2 消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として<u>別表第3に定める旅費を支給する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p><u>団長 年額 124,500円</u></p> <p><u>副団長 年額 93,500円</u></p> <p><u>分団長 年額 66,000円</u></p> <p><u>副分団長 年額 52,000円</u></p> <p><u>部長 年額 46,500円</u></p> <p><u>班長 年額 37,500円</u></p> <p><u>団員 年額 36,500円</u></p> <p><u>機関員 年額 11,500円</u></p> <p>2-5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に<u>従事した場合には、費用弁償として1回につき2,600円を支給する。</u></p> <p>2 消防団員が公務のために出張したときは、<u>その出張について費用弁償として別表に定める旅費を支給する。</u></p> <p>3 (略)</p>

別表第1（第12条関係）

区分	報酬額（年額）
団長	130,500円
副団長	99,500円
分団長	72,000円
副分団長	58,000円
部長	52,500円
班長	43,500円
団員	42,500円
機関員	11,500円

別表第2（第13条関係）

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

別表第3（第13条関係）

(略)
-----

別表（第13条関係）

(略)
-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」と

いう。) から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項の規定は、施行日以後に出動した職務の出動手当について適用し、施行日前に出動した職務の出動手当については、なお従前の例による。



秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正することについて

1 条例改正の背景

消防団員数は全国的に減少傾向が続いており、本市におきましても、令和 2 年 4 月 1 日現在、条例定数 4 1 6 人のところ実員 3 7 6 人となっており、4 0 人不足しております。

近年、全国で多発する地震、台風、集中豪雨、大規模火災等の発生時に、地域の安全・安心を守るために最も身近な存在である消防団は、極めて重要であり、地域防災力の低下を防ぐためにも、消防団員数の減少に歯止めをかける必要があります。

そのため、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 報酬

団長から団員までの報酬額を一律 6, 0 0 0 円引き上げます。

階 級	現行報酬額	改正報酬額	引上額	引上率
団 長	124, 500 円	130, 500 円	6, 000 円	4. 8%
副 団 長	93, 500 円	99, 500 円		6. 4%
分 団 長	66, 000 円	72, 000 円		9. 1%
副分団長	52, 000 円	58, 000 円		11. 5%
部 長	46, 500 円	52, 500 円		12. 9%
班 長	37, 500 円	43, 500 円		16. 0%
団 員	36, 500 円	42, 500 円		16. 4%
機 関 員	11, 500 円	11, 500 円		



(2) 費用弁償

災害時の出動手当額を100円引き上げ、2,700円とします。

(現行)

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,600円
警戒、訓練等	2,600円



(改正)

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

3 施行日

令和3年4月1日

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例一部改正等について  
報酬及び費用弁償

警防課作成

報酬（単位：円）

	S41. 3. 25	S47. 4. 1	S48. 12. 19	S49. 12. 17	S52. 6. 13	S53. 6. 27	S54. 12. 26	S56. 6. 30	S57. 6. 17	S60. 3. 11	S63. 3. 10	H2. 3. 7	H4. 3. 9	H5. 3. 8	H8. 3. 11
団長	24,000	30,000	40,000	52,000	68,000	73,000	78,000	82,000	85,000	89,000	92,000	97,000	105,000	120,000	124,500
副団長	18,000	23,000	30,000	40,000	52,000	56,000	60,000	63,000	65,000	68,000	71,000	75,000	80,000	90,000	93,500
分団長	8,400	11,000	15,000	20,000	26,000	28,000	31,000	32,000	35,000	37,000	39,000	41,000	50,000	60,000	66,000
副分団長	7,000	9,000	12,000	16,000	21,000	23,000	26,000	27,000	30,000	32,000	33,500	35,000	42,000	50,000	52,000
部長	6,000	8,000	11,000	15,000	20,000	22,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,500	31,000	40,000	45,000	46,500
班長	5,400	7,000	9,000	12,000	16,000	18,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,500	25,500	31,000	36,000	37,500
団員	4,800	6,000	8,000	11,000	15,000	17,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,500	24,500	30,000	35,000	36,500
機関員	1,200	1,500	2,000	3,000	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500		9,000	10,000	11,000	11,500

費用弁償（単位：円）

	S41. 3. 25	S47. 4. 1	S48. 12. 19	S49. 12. 17	S52. 6. 13	S53. 6. 27	S54. 12. 26	S56. 6. 30	S57. 6. 17	S60. 3. 11	S63. 3. 10	H2. 3. 7	H4. 3. 9	H5. 3. 8	H8. 3. 11
水火災	300														
警戒	400	750		1,200	1,800	2,000	2,200	2,300	2,400	2,500					2,600
訓練	200														

政策会議付議事案書 (令和3年1月19日)

提案課名 下水道施設課

報告者名 小宮 政美

<p>事案名</p>	<p>秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野市公共下水道全体計画については、平成22年度の前回見直しから10年が経過し、社会経済状況の変化から計画人口や汚水量原単位等の見直しを行っています。 この見直しに伴い、条例に規定する排水区域面積、排水人口、日最大汚水量の内容を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過 平成28年4月 秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の制定（上下水道局の設置・下水道事業に地方公営企業法の全部適用） 令和2年8月 公共下水道全体計画見直しの議会説明とパブリックコメントの実施</p> <p>2 検討結果 下水道全体計画の計画目標年次における計画区域、計画人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量等の変化を再予測し、将来の状況を踏まえ効率的かつ経済的な下水道施設となるように、全体計画を見直します。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例で規定する公共下水道事業の一部を、次のとおり改めること。 1 排水区域面積は、2,578haとすること。 2 排水人口は、142,200人とすること。 3 日最大汚水量は、63,850m<sup>3</sup>とすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年1月下旬 公共下水道全体計画見直しについて計画策定 " 2月下旬 神奈川県と公共下水道事業計画変更について協議 " 令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出 " 4月1日 条例施行</p>	

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正することについて

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い、公共下水道事業における排水区域面積、排水人口及び1日最大汚水量を変更するため、改正するものであります。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年秦野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「2,580ヘクタール」を「2,578ヘクタール」に改め、同項第2号中「152,410人」を「142,200人」に改め、同項第3号中「78,670立方メートル」を「63,850立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号 秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 排水区域面積は、<u>2, 578ヘクタール</u>とする。</p> <p>(2) 排水人口は、<u>142, 200人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大汚水量は、<u>63, 850立方メートル</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 排水区域面積は、<u>2, 580ヘクタール</u>とする。</p> <p>(2) 排水人口は、<u>152, 410人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大汚水量は、<u>78, 670立方メートル</u>とする。</p>

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正することについて

1 改正の背景

秦野市公共下水道全体計画について、前回の見直し（平成 22 年度）から 10 年近くが経過したことから、本市の公共下水道事業を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、計画目標年次における計画区域、計画人口、計画汚水量等の見直しを行いました。

2 秦野市公共下水道全体計画の見直し概要

(1) 計画区域

加茂川土地区画整理事業（約 28 ヘクタール）の計画廃止及び国立病院機構神奈川病院（約 11 ヘクタール）との公共下水道整備に関する協議に基づき、これらの区域を計画区域から除外し、県立秦野戸川公園（約 36 ヘクタール）及び自費工事による区域外流入（約 1 ヘクタール）を追加します。

これにより、計画区域面積を約 2,580 ヘクタールから約 2,578 ヘクタールに変更します。

(2) 計画人口

計画人口は、秦野市総合計画基本構想の人口規模の算定基礎としたすう勢人口とします。

令和 12 年度行政人口	下水道計画区域内	下水道計画区域外
154,800 人	142,200 人	12,600 人

(3) 計画汚水量

計画区域及び計画人口並びに汚水量原単位等の見直しに伴い、1 日最大汚水量を 63,850 立方メートルに変更します。



### 3 経営の基本の変更

項目	現行	改正後	差引き
排水区域面積 (ha)	2,580	2,578	△2
排水人口 (人)	152,410	142,200	△10,210
1日最大汚水量 (m <sup>3</sup> )	78,670	63,850	△14,820

### 4 施行日

令和3年4月1日

政策会議付議事案書（令和3年1月19日）

提案課名 下水道施設課

報告者名 小宮 政美

<p>事案名</p>	<p>秦野市下水道条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、下水道終末処理場からの放流水質を維持するため、下水道条例において、下水道法施行令で認められている水質規制を強化して規定しています。</p> <p>しかし、昨年、本市の西部処理区で処理している酒匂川流域下水道の連絡協議会（3市7町）において、規制強化を廃止する方針が決定され、さらに秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い工業系排水量が全体の四分の一以下となり、十分に希釈されることが見込まれることとなりました。</p> <p>そのため、下水道施設への影響もなく、企業（事業所）の撤退抑制や誘致などの効果が期待できることから、酒匂川流域下水道の関連市町が行う規制強化の撤廃と合わせて、本市も規制強化を撤廃するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>昭和56年 6月 規制強化の規定による下水道条例制定</p> <p>令和 元年 5月 酒匂川流域下水道連絡協議会において規制強化の廃止を決定</p> <p>令和 2年 8月 公共下水道全体計画見直しの議会説明とパブリックコメントの実施</p> <p>2 検討結果</p> <p>公共下水道全体計画の見直しに伴い、1日当たりの計画汚水量を41,140<sup>m</sup>と見込んでおり、そのうち工業系計画汚水量が約7,150<sup>m</sup>であることから、全体の四分の一以下であり、処理場へ流入するまでの間に十分に希釈されることが見込まれますので、酒匂川流域下水道の関連市町と同調し、規制強化を廃止します。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市下水道条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <p>製造業又はガス供給業に対する排除水質等の規制強化を廃止し、法令基準とすること。</p>	

今後の 取扱い	令和3年1月下旬	公共下水道全体計画見直しについて計画策定
	〃 2月旬	神奈川県と公共下水道事業計画変更について協議
	〃	令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出
	〃 4月1日	条例施行

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い算定した計画汚水量において、工業系の汚水が一般家庭等の汚水によって十分に希釈されることが見込まれること及び酒匂川流域下水道連絡協議会において決定された方針を踏まえ、製造業及びガス供給業の施設に適用する上乘せ基準を廃止するため、改正するものがあります。

秦野市下水道条例の一部を改正する条例

秦野市下水道条例（昭和55年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号 秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(特定事業場からの汚水の排除の制限)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(特定事業場からの汚水の排除の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。</u></p>
<p>(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 製造業又はガス供給業のために用いる施設から汚水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未</u></p>

2 前項の規定は、規程で定める項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 前2項の規定は、規程で定める項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

**1 改正の背景**

本市では、処理場放流水質維持のため、製造業又はガス供給業から排除される水質等について、下水道法施行令の規定に基づく上乘せ基準を条例に規定して、下水道施設の維持と処理場放流水質の基準を満たして、汚水を処理しています。

また、本市の西部処理区の処理をしている酒匂川流域下水道に下水を排除している市町においても、それぞれの条例により製造業又はガス供給業の事業所等から排除される下水の水質基準について、本市と同じく規制を強化しています。

平成 22 年度に県内の流域下水道においては、相模川流域下水道が規制強化を廃止しており、令和元年度に酒匂川流域下水道においても、関連市町で構成する連絡協議会において規制強化を廃止する方針を決定しました。

**2 改正の目的及び必要性**

下水道法施行令によれば、規制の強化は必須ではなく、工業系の汚水が汚水量全体の 4 分の 1 以上と認められるときや、その他（一般家庭や製造業ではない事業所等）の汚水により十分に希釈されないと認められるときに必要最小限度の範囲で規定できるとされています。

公共下水道全体計画の見直しに伴い、1 日当たりの計画汚水量を 41,140 立方メートルと見込んでおり、そのうち工業系計画汚水量が約 7,150 立方メートルであることから、全体の 4 分の 1 以下であり、処理場へ流入するまでの間に十分に希釈されることが見込まれます。

そのため、規制強化については、浄水管理センターにおける汚水処理に影響がないことや、事業所等の撤退抑制や新規の誘致促進の一助になることを期待し、酒匂川流域下水道の関連市町と同じように規制強化を廃止するものです。



### 3 改正内容

製造業又はガス供給業に対する規制強化を廃止し、法令基準とします。

規制強化対象項目	現行	改正後
	規制強化	法令基準 (規制強化廃止)
温度	40 度未満	45 度未満
窒素 3 項目 (※)	1 ℓにつき 125 mg 未満	1 ℓにつき 380mg 未満
水素イオン濃度 (pH)	5.7 を超え 8.7 未満	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 ℓにつき 5 日間に 300 mg 未満	1 ℓにつき 5 日間に 600mg 未満
浮遊物質量 (SS)	1 ℓにつき 300mg 未満	1 ℓにつき 600mg 未満

※窒素 3 項目：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素

### 4 改正による影響

#### (1) 下水道施設

浄水管理センターへ流入するまでの間に、工業系以外の汚水により十分希釈されることが見込まれるため、汚水処理に与える影響はありません。

#### (2) 事業所等

市内の事業所（製造業）において、条例に適合しない水質等の排水が発生する事業所 29 社については、事業所内に除害施設を設置し、条例に定める基準に適合させ排除しています。

規制強化の廃止により、水質等については法令基準値に緩和されますので、除害施設の性能等を改良するなどの影響はありません。

### 5 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

政策会議付議事案書（令和3年1月19日）

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、国民健康保険事業に係る療養給付費の支払いのため、支払準備基金（以下、「同基金」という）を設置していますが、療養給付費の支払いは、平成30年度の国保制度改革により、国民健康保険税等を財源に各市町村が支払う方式から、各市町村から納付された「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）」を財源に、都道府県が、各市町村の療養給付に必要な額を交付金として全額交付する仕組みに変わりました。</p> <p>このため、本市が支払う療養給付費に財源不足を生じることはありませんでしたが、国民健康保険税の収納率が低下すること等により、神奈川県に納付する納付金の財源に不足が生じる可能性があります。</p> <p>つきましては、国民健康保険事業における財政の安定を図るため、納付金の支払いなどに必要な財源に不足が生じた場合に当該基金を活用できるよう、同基金の名称及び設置目的並びに字句の修正を含めた条例の一部改正を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 基金保有額 令和元年度末 8, 175, 839円</p> <p>2 条例改正の時期 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、国民健康保険税の収納率に低下が見込まれ、今後、基金の処分を行う可能性があることから、令和3年3月第1回定例会において、条例の一部改正を行うものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 基金の名称を「秦野市国民健康保険財政調整基金」に変更すること。</p> <p>2 基金の設置目的を「国民健康保険事業における財政の安定を図るため」に変更すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年 2月下旬 令和3年3月市議会第1回定例会へ条例改正議案を提出 " 3月 改正条例施行</p>	



秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

#### 提案理由

国民健康保険法の一部改正により、本市が支出する療養給付費が交付金として神奈川県から交付され、本市はその財源となる納付金を負担することとなったことに伴い、国民健康保険事業における財政の安定を図るため、題名及び基金の目的を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 国民健康保険事業における財政の安定を図るため、秦野市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条中「積立てる」を「積み立てる」に、「予算の定める額」を「その年度の国民健康保険事業特別会計予算に計上した額」に改める。

第4条の見出し中「運用益金」を「運用収益」に改め、同条中「秦野市」を削り、「この基金」を「基金」に改める。

第6条中「設置の目的のため必要を生じた場合に限り、基金の」を「市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その」に改める。

第7条中「ものを除くほか」を「もののほか」に改め、「基金の管理に関し」を削り、「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた現金及びその現金の運用により取得した有価証券並びにそれらの運用により生じた収益は、それぞれこの条例による改正後の秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

議案第11号 秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p><u>秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例</u></p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 国民健康保険事業における財政の安定を図るため、<u>秦野市国民健康保険財政調整基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として<u>積み立てる額は、その年度の国民健康保険事業特別会計予算に計上した額とする。</u></p> <p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険事業特別会計予算に計上して、<u>基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定める<u>もののほか</u>、必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>	<p><u>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例</u></p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 秦野市国民健康保険事業に係る療養給付費の支払のため、<u>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として<u>積立てる額は、予算の定める額とする。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、<u>秦野市国民健康保険事業特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>設置の目的のため必要を生じた場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定める<u>ものを除くほか</u>、<u>基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

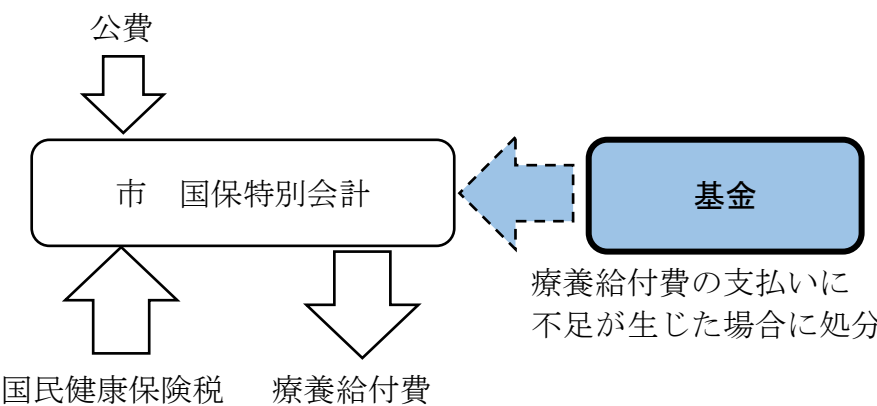
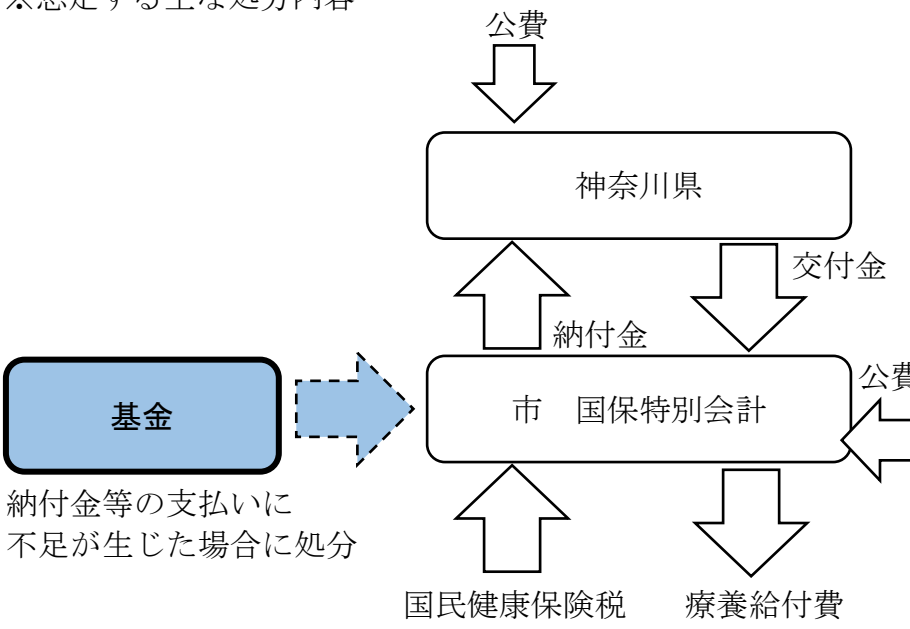
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた現金及びその現金の運用により取得した有価証券並びにそれらの運用により生じた収益は、それぞれこの条例による改正後の秦野市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

平成30年度制度改正前	平成30年度制度改正後
 <p>(保険給付の仕組み及び主な処分内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、国民健康保険税等を財源に、<u>療養給付費を支払う</u></li> <li>市は、<u>療養給付費の財源不足等</u>が生じた場合に、基金を処分</li> </ul>	<p>※想定する主な処分内容</p>  <p>(保険給付の仕組み及び主な処分内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、国民健康保険税等を財源に、国民健康保険事業費納付金を支払う</li> <li>県は、各市町村の納付金を財源に給付に必要な費用を全額交付</li> <li>市は、<u>納付金の財源不足等</u>が生じた場合に、基金を処分</li> </ul>





## 療養給付費支払準備基金保有額の推移(各年度末時点)

単位：円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
積立額	56,291,460	0	0	200,000,000	0	0	0	0	0
取崩額	183,821,000	56,291,000	0	0	44,535,000	0	150,000,000	0	0
積増額	0	16,264	4	42	1,243,756	1,001,717	286,676	5,000	118,822
年度末保有額	56,292,460	17,724	17,728	200,017,770	156,726,526	157,728,243	8,014,919	8,019,919	8,138,741

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
積立額	0	0	0	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0
積増額	1,000	9,862	7,495	7,579	7,432	1,335	672	1,723
年度末保有額	8,139,741	8,149,603	8,157,098	8,164,677	8,172,109	8,173,444	8,174,116	8,175,839

政策会議付議事案書 (令和3年1月19日)

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>フリーランスなど働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするため、平成30年度税制改正（令和3年1月1日施行）が行われ、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。そのため、地方税法の当該条項を引用している国民健康保険税条例について、引用条項の見直しの改正を行うものです。</p> <p>また、給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられたことによる不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 基礎控除の見直しによる影響 給与及び年金以外の所得者一人あたり10,200円の税込減。全体で約2千万円の税込減（令和2年度当初賦課のデータによる試算）となります。</p> <p>2 軽減判定基準の見直しによる影響 給与所得者、公的年金受給者は、控除額の振替に伴い所得基準が増加しますが、軽減判定に影響が生じないように基準を見直すため、税込の増減は生じません。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <p>1 所得割額の基礎控除額を引き上げること。</p> <p>2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額対象となる所得上限額を引き上げること。</p> <p>3 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年 2月下旬 令和3年3月第1回市議会定例会へ条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月1日 改正条例施行</p>	

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方税法及び同法施行令の一部改正により、個人所得課税における基礎控除額の引上げ並びに給与所得控除額及び公的年金等控除額の引下げが行われたことに伴い、国民健康保険税について、次のとおり改正するものであります。

- (1) 所得割額の基礎控除額を引き上げること。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額対象となる所得上限額を引き上げること。
- (3) 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続すること。



秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第2項の規定による控除をした」を「同条第2項第1号に規定する金額を控除した」に改める。

第16条第1号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第17条第1項中「同条第2項」を「同条第2項第1号」に、法第314条の2第2項」を「法第314条の2第2項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から<u>同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</u>(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.89を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から<u>同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</u>(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.89を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27</p>



項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。)) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額 を超えない世帯に係る納税義

項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額 を超えない世帯に係る納税義務者

務者

アーカ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

アーカ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

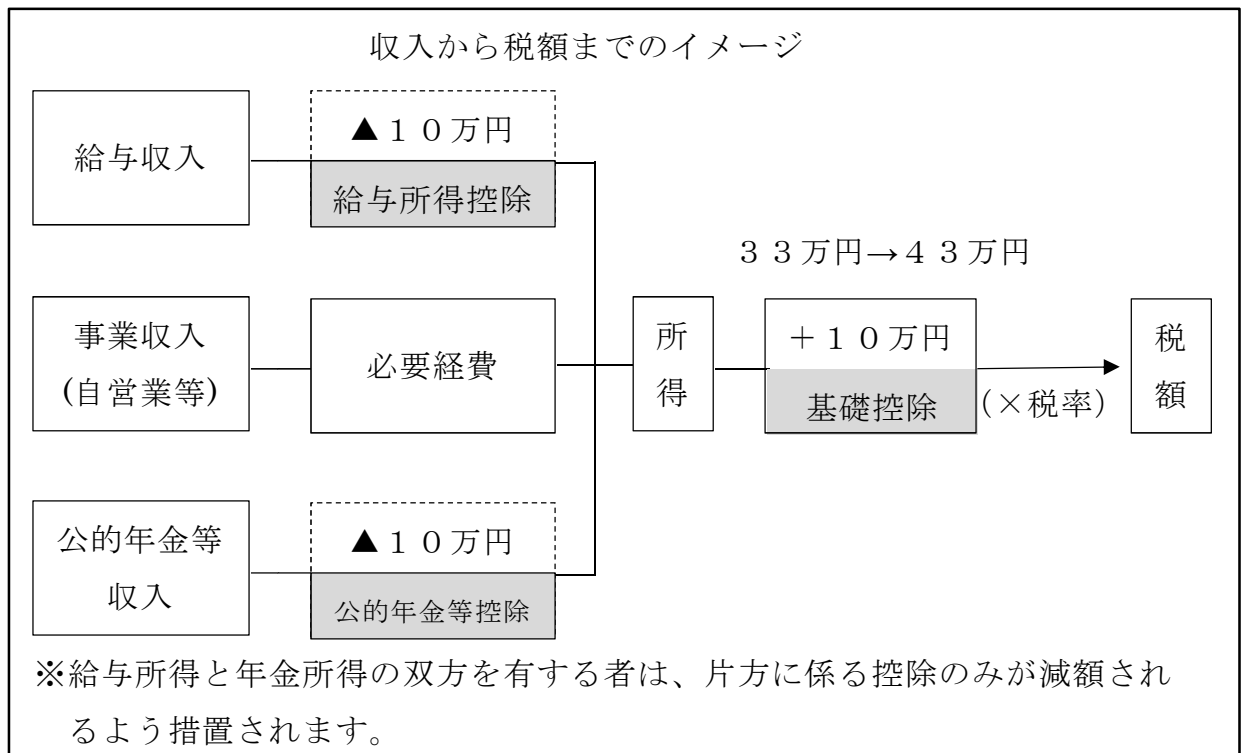
1 背景

フリーランスなど働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするため、平成30年度税制改正（令和3年1月1日施行）が行われ、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。そのため、地方税法の該当する条項を引用している国民健康保険税条例について、引用条項の見直しの改正を行うものです。

また、給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられたことによる不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

2 改正の内容

- (1) 所得割額の基礎控除額を、33万円から43万円に引き上げるため、地方税法の引用条項を見直します。



- (2) 給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことにより、不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行います。

(改正前)

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	33万円 以下
5割	33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下
2割	33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下

(改正後)

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	<u>43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)</u> 以下
5割	<u>43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)</u> 以下
2割	<u>43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)</u> 以下

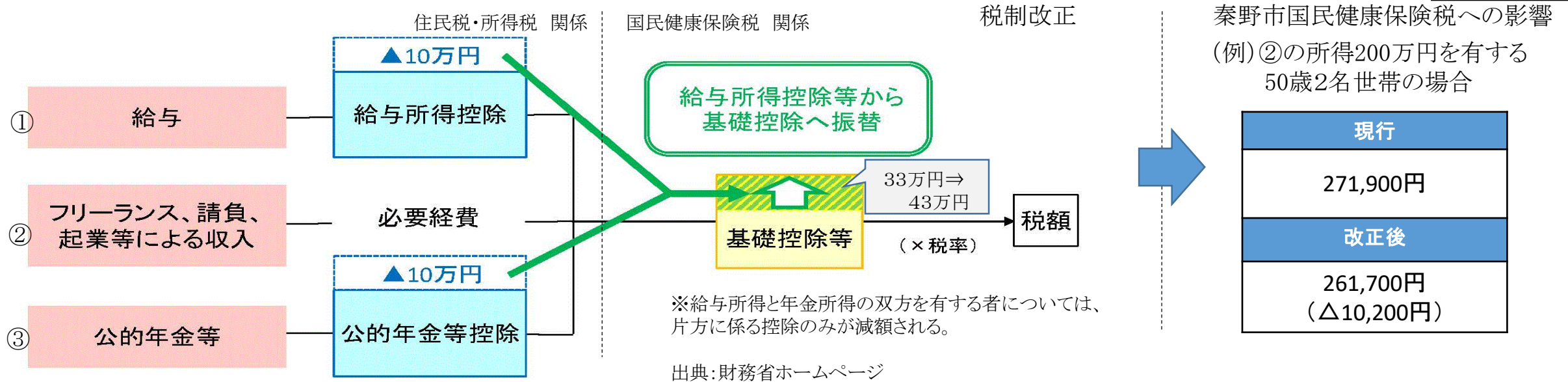
- (3) 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続するため、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例を附則に追加します。

### 3 施行日

令和3年4月1日

# 秦野市国民健康保険税条例改正の内容について

## 1 基礎控除額の見直し(33万円→43万円) 【税条例第4条関係】 ※法改正による引用条項の見直し



## 2 国民健康保険税の減額対象となる所得基準の変更 【税条例第16条、第17条関係】 ※条例改正事項

軽減割合	現行	改正後
7割	33万円 以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下
5割	33万円+28.5万円×被保険者数 以下	43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下
2割	33万円+52万円×被保険者数 以下	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下

(例)被保険者2名(それぞれ給与収入110万円を有する)世帯の場合

5割軽減の所得判定基準

【現行】33万円+28.5万円×2人以下 = 90万円以下

被保険者の所得金額等  
 被保険者A 給与所得 45万円(収入110万円-控除65万円)  
 被保険者B 給与所得 45万円(収入110万円-控除65万円)

軽減判定用所得(A+B) 90万円 ⇒【5割軽減】

【改正後】43万円+28.5万円×2人+10万円×(2-1)人 以下 = 110万円以下

被保険者の所得金額等  
 被保険者A 給与所得 55万円(収入110万円-控除55万円)  
 被保険者B 給与所得 55万円(収入110万円-控除55万円)

軽減判定用所得(A+B) 110万円 ⇒【5割軽減】

政策会議付議事案書 (令和3年1月19日)

提案課名 まちづくり計画課 開発指導課  
 報告者名 小谷 幹夫 澁谷 治

<p>事案名</p>	<p>秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、本市の都市像の実現に寄与することを目的とした秦野市まちづくり条例を制定し、より質の高いまちづくりを推進しているところですが、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の到来、地球規模の自然災害や環境問題のほか、令和3年度には新東名高速道路の開通が予定されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>このような中、秦野市総合計画基本構想の策定及び本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、土地利用の適正な誘導と民間投資を促し、持続可能なまちづくりを推進するため、本条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成12年7月1日 秦野市まちづくり条例(平成11年12月21日条例第19号)施行</li> <li>2 平成12年～23年 関係法令の改正等に伴う一部改正 (計6回)</li> <li>3 令和元年8月～ 現条例の課題や見直しの必要性について、関係各課と調整</li> <li>4 令和2年2月～ 条例改正の方向性等について、関係各課の意見集約</li> <li>5 令和2年8月 秦野市まちづくり条例見直し方針を決定</li> </ol>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>次のとおり、秦野市まちづくり条例の一部を改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 秦野市総合計画基本構想に掲げる新たな都市像を条例の目的等に反映すること。</li> <li>2 特定環境創出行為について、環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経たものを対象から除外するとともに、手続に必要な日数を短縮すること。</li> <li>3 一戸建住宅又はその附属建築物の建築に係る小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外すること。</li> <li>4 秦野市まちづくり審議会の委員定数を13名以内から10名以内に変更すること。</li> </ol>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年1月 秦野市まちづくり審議会 (諮問・答申)</p> <p>〃 3月 令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月1日 条例施行</p>	



秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて

秦野市まちづくり条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

秦野市総合計画基本構想の策定及び新東名高速道路の開通等の本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、土地利用の適正な誘導と民間投資を促し、持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 新たな都市像に合わせ、条例の目的等を改めること。
- (2) 特定環境創出行為について、環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経たものを対象から除外するとともに、事業者による計画書の周知期間及び見解書の縦覧期間並びに市民等による意見書の提出期間を短縮すること。
- (3) 一戸建住宅等の小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外すること。
- (4) 秦野市まちづくり審議会の委員数を変更すること。
- (5) 字句等の整理をすること。



秦野市まちづくり条例の一部を改正する条例

秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「みどり豊かな暮らしよい環境の創出」を「水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出」に改める。

第1条中「市域の均衡がとれた」を「持続可能な」に、「みどり豊かな暮らしよい都市」を「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」に改める。

第2条後段中「すべての」を「全ての」に改める。

第3条第1項第1号中「に定める」を「に規定する」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第22条の規定による予測評価書の公告の手続を経た環境創出行為を除く。

第3条第1項第2号ア（ア）中「以下」の次に「この条及び第43条第1項において」を加え、同号イ中「（以下「市街化調整区域」という。）」を削り、同項第3号ただし書中「必要とする」の次に「法第7条第1項に規定する」を加え、同条第2項第1号中「、同一」を「、同一の事業者」に改め、「（以下「同一事業者等」という。）」を削り、同項第2号中「すでに」を「既に」に、「同一事業者等」を「同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者」に改める。

第4条第1項中「に規定する市の」を「の規定により策定する本市の」に、「以下」を「第7条第1項において」に改める。

第7条第1項第2号中「以下」を「次項及び第9条において」に改める。

第8条第1項中「推進地区基本計画とするため」の次に「、市長に対し」を加え、「市長に対し、」を削る。

第9条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第10条第1項第1号中「者（以下」の次に「この項及び次条において」を加える。

第12条第1項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「すべての」

を「全ての」に、「（以下）」を「（第4項及び第15条において）」に改める。

第15条中「（以下「地区計画等」という。）」及び「（以下「建築協定」という。）」を削る。

第16条第1項各号列記以外の部分中「環境創出行為をしようとする」を「環境創出行為（一戸建住宅又はその附属建築物の建築を目的とする小規模環境創出行為を除く。）をしようとする」に改め、同項第1号中「（以下「事前調査書」という。）」を削り、同条第4項中「（以下「法令等」という。）」を削り、「以下」の次に「この項及び第45条において」を加える。

第18条第1項中「。以下」を「。第38条第2項において」に改める。

第19条第2項後段中「すでに」を「既に」に改める。

第21条第2項中「（以下「変更協議申出書」という。）」を削り、同条第3項前段中「変更協議申出書」を「環境創出行為変更協議申出書」に、「以下」を「次条第2項において」に改め、同項後段中「同条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第22条第3項中「以下」を「次条及び第42条第1号において」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「次項及び次条において」に改める。

第26条第2項中「前項に規定する期間内」を「前項の規定による公告の日の翌日から起算して30日以内」に改める。

第27条第1項中「公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間」を「期間内」に改める。

第28条第2項中「30日間」を「14日間」に改める。

第29条第1項中「公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間」を「期間内」に改める。

「第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出」を「第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出」に改める。

第32条の見出し中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同項第6号中「かん養」を「<sup>かん</sup>涵養」に改め、同項第7号中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同条第2項中「地区計画等、」を「法第12条の4に規定する地区計画等、建築基準法第69条に規定する」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「暮らしよい」を「誰もが暮らしよい」に改め、同項第7号中「福祉のための」を「福祉と子育てのための」に改める。

第34条第2項中「以下」の次に「この条及び第37条において」を加え、同条第3項中「3人」を「3名」に改める。

第37条中「聴いて」の次に「、事業者に対し」を加え、「事業者に対し」を削る。

第38条第1項中「以下」の次に「この条及び第44条第1項第1号において」を加え、同条第2項第4号中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同項第11号中「、その他」を「その他」に改め、同項第12号中「以下」の次に「この項において」を加え、「、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件」を「の地域、同条第15号及び第16号の区域並びに同条例第5条第1項第11号の物件（以下この号において「地域等」という。）」に、「解除をし、又はこれらを定める規定」を「解除並びに地域等を定める規定の制定又は改廃」に改め、同項第13号中「規定による」を削り、「特定区域」の次に「（以下この号において「特定区域」という。）」を加え、「指定若しくは」を「指定又は」に、「解除をし、又はこれらを定める規定」を「解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃」に改め、同項第14号中「設定」を「制定又は改廃」に改め、同条第4項中「13人」を「10名」に改める。

第39条第1項第4号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同条第2項中「第16条第1項の規定により事前調査書が提出された環境創出行為」を「小規模環境創出行為」に改める。

第40条中「（以下「相続人等」という。）」を削り、「相続人等」を「相続人その他の一般承継人」に改める。

第45条中「法令等」を「法令及び他の条例」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市まちづくり条例第3条第1項第2号、第26条第2項、第27条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定は、施行日以後に特定環境創出行為計画書が提出される環境創出行為について適用し、施行日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為に

については、なお従前の例による。

議案第17号 秦野市まちづくり条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章―第3章 (略)</p> <p>第4章 良好な環境創出のための手続等</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出</u> (第32条・第33条)</p> <p>第5章―第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続及び基準その他まちづくりについて必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かした<u>持続可能な</u>まちづくりを進めることにより、本市の都市像である「<u>水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市</u>」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 本市における四囲の豊かな自然と市街地の緑、きれいな水とすがすがしい空気、豊かな人間関係、そして先人のたゆま</p>	<p>目次</p> <p>第1章―第3章 (略)</p> <p>第4章 良好な環境創出のための手続等</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>みどり豊かな暮らしよい環境の創出</u> (第32条・第33条)</p> <p>第5章―第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続及び基準その他まちづくりについて必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かした<u>市域の均衡がとれた</u>まちづくりを進めることにより、本市の都市像である「<u>みどり豊かな暮らしよい都市</u>」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 本市における四囲の豊かな自然と市街地の緑、きれいな水とすがすがしい空気、豊かな人間関係、そして先人のたゆま</p>

ざる努力により築かれた伝統と文化は、将来にわたり守るべき市民共有の財産である。まちづくりに携わる者は、これらの優れた財産がもたらす恵みを全ての市民が受けることができるように、土地は公共の福祉を優先して利用されなければならないとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえ、本市の基本構想に基づく協働のまちづくりに取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 環境創出行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築行為その他規則で定める行為をいう。

(2) 特定環境創出行為 環境創出行為のうち、次に掲げるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第22条の規定による予測評価書の公告の手續を経た環境創出行為を除く。

ア 法第7条第1項に規定する市街化区域における環境創出行為であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 環境創出行為をしようとする区域（以下この条及び第

ざる努力により築かれた伝統と文化は、将来にわたり守るべき市民共有の財産である。まちづくりに携わる者は、これらの優れた財産がもたらす恵みをすべての市民が受けることができるように、土地は公共の福祉を優先して利用されなければならないとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえ、本市の基本構想に基づく協働のまちづくりに取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 環境創出行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に定める開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築行為その他規則で定める行為をいう。

(2) 特定環境創出行為 環境創出行為のうち、次に掲げるものをいう。

ア 法第7条第1項に規定する市街化区域における環境創出行為であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 環境創出行為をしようとする区域（以下「環境創出区



43条第1項において「環境創出区域」という。)の面積が10,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

(イ) (略)

イ 法第7条第1項に規定する市街化調整区域における環境創出行為であって、環境創出区域の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

ウ (略)

(3) 小規模環境創出行為 環境創出行為のうち、環境創出区域の面積が500平方メートル未満のものをいう。ただし、前号ウに該当する環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を必要とする法第7条第1項に規定する市街化調整区域における環境創出行為その他規則で定める環境創出行為を除く。

(4) - (7) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する環境創出行為は、その区域の全体を環境創出区域として、前項第1号から第3号までの規定を適用する。

(1) 土地利用上現に一体の区域を構成し、又は一体的に利用することが可能な区域において、同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者が行う環境創出行為

域」という。)の面積が10,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

(イ) (略)

イ 法第7条第1項に規定する市街化調整区域 (以下「市街化調整区域」という。)における環境創出行為であって、環境創出区域の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

ウ (略)

(3) 小規模環境創出行為 環境創出行為のうち、環境創出区域の面積が500平方メートル未満のものをいう。ただし、前号ウに該当する環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を必要とする市街化調整区域における環境創出行為その他規則で定める環境創出行為を除く。

(4) - (7) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する環境創出行為は、その区域の全体を環境創出区域として、前項第1号から第3号までの規定を適用する。

(1) 土地利用上現に一体の区域を構成し、又は一体的に利用することが可能な区域において、同一又は共同性を有する異なる事業者 (以下「同一事業者等」という。)が行う環境創出

(2) 第22条第3項に規定する検査済証を既に交付された環境創出行為の区域に隣接する土地において、その交付日の翌日から起算して1年を経過せずに、同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者が行う環境創出行為

(本市の責務)

第4条 本市は、秦野市都市マスタープラン（法第18条の2第1項の規定により策定する本市の都市計画に関する基本的な方針をいう。）その他のまちづくり方針（第7条第1項において「まちづくり基本方針」という。）に基づき、まちづくりのための施策を立案するとともに、その推進に努めるものとする。

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画の策定)

第7条 市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする環境創出推進地区基本計画（以下「推進地区基本計画」という。）を策定することができる。

(1) (略)

(2) 推進地区基本計画の対象となる地区（次項及び第9条において「計画地区」という。）の位置及び区域

(3)・(4) (略)

2-4 (略)

行為

(2) 第22条第3項に規定する検査済証をすでに交付された環境創出行為の区域に隣接する土地において、その交付日の翌日から起算して1年を経過せずに、同一事業者等が行う環境創出行為

(本市の責務)

第4条 本市は、秦野市都市マスタープラン（法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。）その他のまちづくり方針（以下「まちづくり基本方針」という。）に基づき、まちづくりのための施策を立案するとともに、その推進に努めるものとする。

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画の策定)

第7条 市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする環境創出推進地区基本計画（以下「推進地区基本計画」という。）を策定することができる。

(1) (略)

(2) 推進地区基本計画の対象となる地区（以下「計画地区」という。）の位置及び区域

(3)・(4) (略)

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画に定めるべき事項の提案)

第8条 第10条第1項に規定する地域まちづくり推進協議会は、自ら策定した地域まちづくり基本構想に基づいた推進地区基本計画とするため、市長に対し、推進地区基本計画に定めるべき事項を提案することができる。

2 (略)

(環境創出推進事業の実施)

第9条 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区におけるまちづくりに必要と認める事業 (次項において「環境創出推進事業」という。) を行うことができる。

2 (略)

(市民によるまちづくりへの支援)

第10条 市長は、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するため、地域まちづくり基本構想その他規則で定める構想 (以下「地域まちづくり基本構想」という。) を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるもの (以下「地域まちづくり推進協議会」という。) に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域 (以下「構想区域」という。) 内に住所を有する者及び構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者 (以

(環境創出推進地区基本計画に定めるべき事項の提案)

第8条 第10条第1項に規定する地域まちづくり推進協議会は、自ら策定した地域まちづくり基本構想に基づいた推進地区基本計画とするため、推進地区基本計画に定めるべき事項を市長に対し、提案することができる。

2 (略)

(環境創出推進事業の実施)

第9条 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区におけるまちづくりに必要と認める事業 (以下「環境創出推進事業」という。) を行うことができる。

2 (略)

(市民によるまちづくりへの支援)

第10条 市長は、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するため、地域まちづくり基本構想その他規則で定める構想 (以下「地域まちづくり基本構想」という。) を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるもの (以下「地域まちづくり推進協議会」という。) に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域 (以下「構想区域」という。) 内に住所を有する者及び構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者 (以

下この項及び次条において「地域住民等」という。)及び構  
想区域内のまちづくりに熱意がある者の自発的参加の機会が  
保障されていること。

(2) - (4) (略)

2・3 (略)

(地域まちづくり協定の締結等)

第12条 地域まちづくり推進協議会は、次の各号のいずれにも  
該当する地域まちづくり基本構想を策定したときは、その地域  
まちづくり基本構想を内容とする協定(以下「地域まちづくり  
協定」という。)を締結するように市長に求めることができ  
る。

(1) 構想区域が道路、鉄道、河川、崖その他土地の範囲を明示  
するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね  
5,000平方メートル以上の面積があること。

(2) 構想区域内の土地について所有権を有する全ての者及びそ  
の区域内の土地について借地権(借地借家法(平成3年法律  
第90号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有する全て  
の者(第4項及び第15条において「構想区域内の権利者」  
という。)のうち、8割以上のものが、その地域まちづくり  
基本構想に同意していること。

(3) (略)

2-7 (略)

下「地域住民等」という。)及び構想区域内のまちづくりに  
熱意がある者の自発的参加の機会が保障されていること。

(2) - (4) (略)

2・3 (略)

(地域まちづくり協定の締結等)

第12条 地域まちづくり推進協議会は、次の各号のいずれにも  
該当する地域まちづくり基本構想を策定したときは、その地域  
まちづくり基本構想を内容とする協定(以下「地域まちづくり  
協定」という。)を締結するように市長に求めることができ  
る。

(1) 構想区域が道路、鉄道、河川、がけその他土地の範囲を明  
示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむ  
ね5,000平方メートル以上の面積があること。

(2) 構想区域内の土地について所有権を有するすべての者及び  
その区域内の土地について借地権(借地借家法(平成3年法  
律第90号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有するす  
べての者(以下「構想区域内の権利者」という。)のうち、  
8割以上のものが、その地域まちづくり基本構想に同意して  
いること。

(3) (略)

2-7 (略)

(地区計画等の活用等)

第15条 市長及び構想区域内の権利者は、構想区域内において、法第12条の4に規定する地区計画等及び建築基準法第69条に規定する建築協定を活用するように努めなければならない。

(環境創出行為の事前協議)

第16条 環境創出行為(一戸建住宅又はその附属建築物の建築を目的とする小規模環境創出行為を除く。)をしようとする事業者は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に規定する書面をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 小規模環境創出行為 小規模環境創出行為事前調査書

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定による協議は、環境創出行為をしようとする<sup>こと</sup>について法令及び他の条例の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(規則で定めるものを除く。以下この項及び第45条において「許可等」という。)を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行うように努めなければならない。

(地区計画等の活用等)

第15条 市長及び構想区域内の権利者は、構想区域内において、法第12条の4に規定する地区計画等(以下「地区計画等」という。)及び建築基準法第69条に規定する建築協定(以下「建築協定」という。)を活用するように努めなければならない。

(環境創出行為の事前協議)

第16条 環境創出行為をしようとする事業者は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に規定する書面をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 小規模環境創出行為 小規模環境創出行為事前調査書(以下「事前調査書」という。)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定による協議は、環境創出行為をしようとする<sup>こと</sup>について法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(規則で定めるものを除く。以下「許可等」という。)を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行うように努めなければならない。

(事前協議確認通知書の交付)

第18条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準並びに秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。第38条第2項において「景観まちづくり条例」という。）第28条第3項に定める方針に従い協議し、規則で定める期間内に環境創出行為の実施に当たり行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面（以下「事前協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

2・3 (略)

(行為着手等の制限)

第19条 (略)

2 事業者及び工事施行者は、第21条第2項の規定による協議をしなければならないときは、同条第3項の規定による再協議確認通知書の交付を受けた日以後でなければ環境創出行為に着手してはならない。この場合において、既に環境創出行為に着手しているときは、直ちにその環境創出行為を停止しなければならない。

(環境創出行為の変更)

第21条 (略)

2 事業者は、事前協議確認通知書を交付された後（次項の規定による再協議確認通知書を交付された場合）あつては、その通

(事前協議確認通知書の交付)

第18条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準並びに秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。以下「景観まちづくり条例」という。）第28条第3項に定める方針に従い協議し、規則で定める期間内に環境創出行為の実施に当たり行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面（以下「事前協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

2・3 (略)

(行為着手等の制限)

第19条 (略)

2 事業者及び工事施行者は、第21条第2項の規定による協議をしなければならないときは、同条第3項の規定による再協議確認通知書の交付を受けた日以後でなければ環境創出行為に着手してはならない。この場合において、すでに環境創出行為に着手しているときは、直ちにその環境創出行為を停止しなければならない。

(環境創出行為の変更)

第21条 (略)

2 事業者は、事前協議確認通知書を交付された後（次項の規定による再協議確認通知書を交付された場合）あつては、その通

知書を交付された後)、その環境創出行為の内容を変更しようとするときは、環境創出行為変更協議申出書をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

3 市長は、環境創出行為変更協議申出書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準に従い協議し、規則で定める期間内に第18条第1項に規定する事項を記載した書面（次条第2項において「再協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。この場合において、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

4・5 (略)

(工事完了の届出等)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定による検査の結果、その環境創出行為が事前協議確認通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正がなされたことを確認した日）の翌日から起算して10日以内に、環境創出行為に関する工事の検査済証（次条及び第42条第1号において「検査済証」という。）を事業者に交付しなければならない。

知書を交付された後)、その環境創出行為の内容を変更しようとするときは、環境創出行為変更協議申出書（以下「変更協議申出書」という。）をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

3 市長は、変更協議申出書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準に従い協議し、規則で定める期間内に第18条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「再協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。この場合において、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

4・5 (略)

(工事完了の届出等)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定による検査の結果、その環境創出行為が事前協議確認通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正がなされたことを確認した日）の翌日から起算して10日以内に、環境創出行為に関する工事の検査済証（以下「検査済証」という。）を事業者に交付しなければならない。

(特定環境創出行為計画書の提出等)

第25条 特定環境創出行為をしようとする事業者は、第16条第1項の規定による協議の前に、次に掲げる事項を記載した書面（次項及び次条において「特定環境創出行為計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) - (3) (略)

2 - 5 (略)

(特定環境創出行為計画書の公告、縦覧及び周知)

第26条 (略)

2 事業者は、前項の規定による公告の日の翌日から起算して30日以内に、近隣住民及び周辺住民に対し、説明会等の適切な方法により特定環境創出行為計画書の内容を周知しなければならない。

3 (略)

(意見書の提出等)

第27条 特定環境創出行為に関する意見を有する者は、前条第1項に規定する期間内に、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 (略)

(見解書の提出等)

第28条 (略)

(特定環境創出行為計画書の提出等)

第25条 特定環境創出行為をしようとする事業者は、第16条第1項の規定による協議の前に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「特定環境創出行為計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) - (3) (略)

2 - 5 (略)

(特定環境創出行為計画書の公告、縦覧及び周知)

第26条 (略)

2 事業者は、前項に規定する期間内に、近隣住民及び周辺住民に対し、説明会等の適切な方法により特定環境創出行為計画書の内容を周知しなければならない。

3 (略)

(意見書の提出等)

第27条 特定環境創出行為に関する意見を有する者は、前条第1項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 (略)

(見解書の提出等)

第28条 (略)



2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して14日間、意見書の写し及び見解書の写しを縦覧しなければならない。

(再意見書の提出等)

第29条 見解書に対する意見を有する者は、前条第2項に規定する期間内に、市長に対しその意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を提出するとともに、次条に規定する公聴会における意見の陳述を申し出ることができる。

2 (略)

### 第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出

(水とみどり豊かな環境の創出)

第32条 事業者及び工事施行者は、水とみどり豊かな環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 水資源の保全及び涵養

(7) その他水とみどり豊かな環境を創出するために必要な事項の実施

2 前項に掲げる事項について、法第12条の4に規定する地区計画等、建築基準法第69条に規定する建築協定又は地域まち

2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して30日間、意見書の写し及び見解書の写しを縦覧しなければならない。

(再意見書の提出等)

第29条 見解書に対する意見を有する者は、前条第2項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、市長に対しその意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を提出するとともに、次条に規定する公聴会における意見の陳述を申し出ることができる。

2 (略)

### 第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出

(みどり豊かな環境の創出)

第32条 事業者及び工事施行者は、みどり豊かな環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 水資源の保全及びかん養

(7) その他みどり豊かな環境を創出するために必要な事項の実施

2 前項に掲げる事項について、地区計画等、建築協定又は地域まちづくり協定により、規則で定める基準と異なる基準が定め

づくり協定により、規則で定める基準と異なる基準が定められている区域においては、その異なる基準を規則で定める基準とみなす。

(暮らしよい環境の創出)

第33条 事業者及び工事施行者は、誰もが暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1) - (6) (略)

(7) 福祉と子育てのための都市環境の整備

(8) - (11) (略)

2 (略)

(あっせん)

第34条 (略)

2 市長は、紛争当事者間の調整を行うため秦野市環境創出行為紛争調整相談員（以下この条及び第37条において「紛争調整相談員」という。）を置くものとする。

3 紛争調整相談員の定数は、3名以内とする。

4 - 6 (略)

(工事着手の延期等の要請)

第37条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は次条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、事業者に対し、期間を定めて工

られている区域においては、その異なる基準を規則で定める基準とみなす。

(暮らしよい環境の創出)

第33条 事業者及び工事施行者は、暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1) - (6) (略)

(7) 福祉のための都市環境の整備

(8) - (11) (略)

2 (略)

(あっせん)

第34条 (略)

2 市長は、紛争当事者間の調整を行うため秦野市環境創出行為紛争調整相談員（以下「紛争調整相談員」という。）を置くものとする。

3 紛争調整相談員の定数は、3人以内とする。

4 - 6 (略)

(工事着手の延期等の要請)

第37条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は次条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、期間を定めて工事の着手の延期

事の着手の延期又は工事の停止を要請するものとする。

(秦野市まちづくり審議会)

第38条 市長の附属機関として、秦野市まちづくり審議会（以下この条及び第44条第1項第1号において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関する市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

(1)－(3) (略)

(4) 第32条及び第33条に規定する水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項（これらの規定に基づいて定める基準を含む。）

(5)－(10) (略)

(11) 景観まちづくりに関する基本的事項その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項

(12) 秦野市屋外広告物条例（平成22年秦野市条例第18号。以下この項において「屋外広告物条例」という。）第4条第1号から第3号までの地域、同条第15号及び第16号の区域並びに同条例第5条第1項第11号の物件（以下この号において「地域等」という。）の指定又はその指定の変更若しくは解除並びに地域等を定める規定の制定又は改廃に関する事項

又は工事の停止を事業者に対し要請するものとする。

(秦野市まちづくり審議会)

第38条 市長の附属機関として、秦野市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関する市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

(1)－(3) (略)

(4) 第32条及び第33条に規定するみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項（これらの規定に基づいて定める基準を含む。）

(5)－(10) (略)

(11) 景観まちづくりに関する基本的事項、その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項

(12) 秦野市屋外広告物条例（平成22年秦野市条例第18号。以下「屋外広告物条例」という。）第4条第1号から第3号まで、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件の指定又はその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項

- (13) 屋外広告物条例第8条第1項の特定区域（以下この号において「特定区域」という。）の指定又はその指定の変更若しくは解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃に関する事項
- (14) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の制定又は改廃に関する事項
- (15) (略)
- 3 (略)
- 4 審議会は、10名以内の委員により組織する。
- 5 (略)
- (適用除外)
- 第39条 次に掲げる環境創出行為については、第16条から第37条までの規定は、適用しない。
- (1) - (3) (略)
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第2号に規定する公園事業として行う環境創出行為
- (5) (略)
- 2 小規模環境創出行為については、第17条から第31条まで及び第34条から第37条までの規定は、適用しない。

- (13) 屋外広告物条例第8条第1項の規定による特定区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (14) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の設定に関する事項
- (15) (略)
- 3 (略)
- 4 審議会は、13人以内の委員により組織する。
- 5 (略)
- (適用除外)
- 第39条 次に掲げる環境創出行為については、第16条から第37条までの規定は、適用しない。
- (1) - (3) (略)
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第3号に規定する公園事業として行う環境創出行為
- (5) (略)
- 2 第16条第1項の規定により事前調査書が提出された環境創出行為については、第17条から第31条まで及び第34条から第37条までの規定は、適用しない。

(事業者の承継)

第40条 事業者について一般承継（相続又は合併をいう。）があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人その他の一般承継人について行われたものとみなす。

(許可等への配慮)

第45条 市長その他本市の機関は、事業者が環境創出行為を行うことについて法令及び他の条例の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり事前協議確認通知書等の内容について配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市まちづくり条例第3条第1項第2号、第26条第2項、第27条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定は、施行日以後に特定環境創出行為計

(事業者の承継)

第40条 事業者について一般承継（相続又は合併をいう。）があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人（以下「相続人等」という。）が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

(許可等への配慮)

第45条 市長その他本市の機関は、事業者が環境創出行為を行うことについて法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり事前協議確認通知書等の内容について配慮するものとする。

画書が提出される環境創出行為について適用し、施行日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為については、なお従前の例による。

秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて

1 改正の背景

本市では、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、本市の都市像の実現に寄与することを目的とした秦野市まちづくり条例を制定し、より質の高いまちづくりを推進しているところですが、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の到来、地球規模の自然災害や環境問題のほか、令和 3 年度には新東名高速道路の開通が予定されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

2 改正の概要

(1) 秦野市総合計画基本構想に掲げる都市像を条例の目的等に反映します。

(2) 特定環境創出行為

ア 環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告の手続を経たものを対象から除外します。

イ 次のとおり、手続期間を短縮します。

	改正後	改正前
計画書の周知	特定環境創出行為計画書の公告の日の翌日から起算して <b>30 日以内</b>	特定環境創出行為計画書の縦覧の <b>期間内</b> （公告の日の翌日から起算して 45 日間）
意見書の提出	特定環境創出行為計画書の縦覧の <b>期間内</b> （公告の日の翌日から起算して 45 日間）	特定環境創出行為計画書の公告の日の翌日から起算して <b>60 日を経過する日までの間</b>
見解書の縦覧	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>14 日間</b>	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>30 日間</b>
再意見書の提出	見解書の縦覧の <b>期間内</b> （公告の日の翌日から起算して 14 日間）	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>60 日を経過する日までの間</b>

(3) 一戸建住宅又はその附属建築物の建築に係る小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外します。

(4) 秦野市まちづくり審議会の委員定数を 13 名以内から 10 名以内に改めます。

### 3 改正による影響等

#### (1) 意見書の提出期間

特定環境創出行為に対する意見書及び再意見書を提出できる期間が短縮されますが、神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書案に対する意見書の提出等と同等であり、妥当な期間と考えます。

#### (2) 事業者への影響

環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経た事業が特定環境創出行為から除外されること、特定環境創出行為の手続に必要な日数が短縮されること、小規模環境創出行為（一戸建住宅又はその附属建築物に限る。）の事前協議手続が不要となることにより早期の事業着手が可能となるなど、手続に係る負担が軽減されます。

### 4 施行日

令和3年4月1日



秦野市まちづくり条例の改正概要について

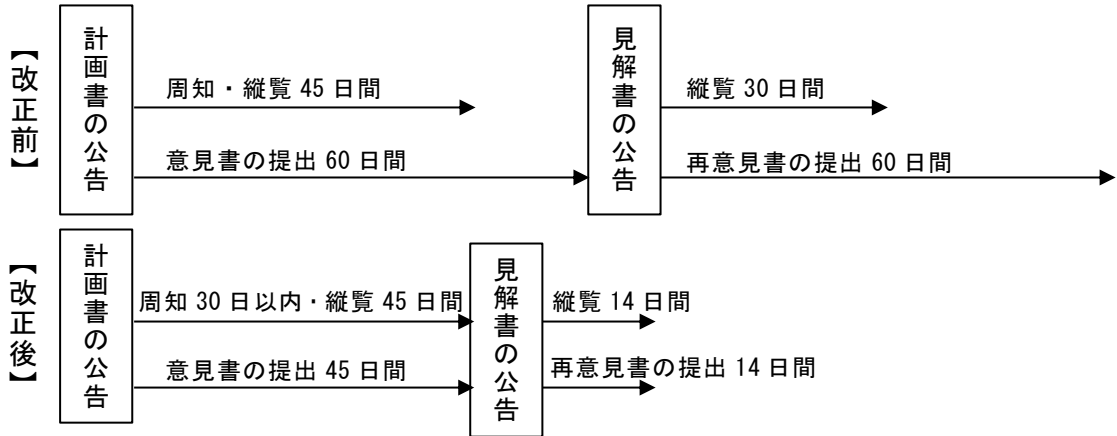
1 新たな都市像（第1条、第32条、第33条、第38条）

秦野市総合計画基本構想に掲げる新たな都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を条例の目的等に反映する。

2 特定環境創出行為（第3条、第26条、第27条、第28条、第29条）

- (1) 環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経た事業を対象から除外する。
- (2) 手続期間を次のとおり短縮する。

	改正後	改正前
計画書の周知	計画書の公告の日の翌日から起算して <u>30日</u> 以内	計画書の縦覧の <u>期間内</u> （公告の日の翌日から起算して45日間）
意見書の提出	計画書の縦覧の <u>期間内</u> （公告の日の翌日から起算して45日間）	計画書の公告の日の翌日から起算して <u>60日</u> を経過する日までの間
見解書の縦覧	見解書の公告の日の翌日から起算して <u>14日</u> 間	見解書の公告の日の翌日から起算して <u>30日</u> 間
再意見書の提出	見解書の縦覧の <u>期間内</u> （公告の日の翌日から起算して14日間）	見解書の公告の日の翌日から起算して <u>60日</u> を経過する日までの間
延べ日数	<u>59日</u> 間	<u>120日</u> 間



3 小規模環境創出行為（第16条）

一戸建住宅又はその附属建築物の建築に係る小規模環境創出行為について、事前協議手続を不要とする。

4 秦野市まちづくり審議会（第38条）

審議会委員定数を13名以内から10名以内に改める。

【（改正案）まちづくり条例施行規則第56条第2項】

	改正後	現状
委員の選出分野	法律、環境、都市計画、建築、 <u>景観、福祉、行政等</u> 又は市民	法律、環境、都市計画、建築、 <u>景観、色彩、造園、行政等</u>



政策会議付議事案書 (令和3年1月19日)

提案課名 交通住宅課

報告者名 橋本 修

<p>事案名</p>	<p>秦野市空家等の適正管理に関する条例を制定することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成27年5月に施行されたことを受け、空家等の適正管理に関する対策を進めているところですが、法においては、著しく状態の悪い「特定空家等」以外の空家等に対する指導規定や安全を確保するための緊急処置規定等がないため、法の運用のみでは、本市の抱える課題に対し、十分な対応が難しい状況です。</p> <p>このような状況にあることから、空家等の適正な管理に関する対策の更なる強化を図るため、法を補完する条例を制定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>経過 令和2年7月 空家等対策庁内検討会 方針及び条例骨子案協議          令和2年7月 空家等対策審議会 方針及び条例骨子案審議          令和2年10月 部長会議 報告          令和2年12月 空家等対策庁内検討会 条例案協議</p> <p>検討結果          空家等の所有者等の責務を明確にし、所有者等による空家等の適正な管理を促進するとともに、法を補完する規定を設けることとする。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市空家等の適正管理に関する条例を次のとおり制定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所有者等及び市の責務と市民の役割を設ける。（条例第3・4・5条）</li> <li>2 管理が不全な状態の空家等の所有者等に対し、市が指導・勧告を行うことができることとする。（条例第6・7条）</li> <li>3 空家等が危険な状態にあり、かつ、緊急に回避する必要がある場合に、市が必要最小限の処置を行うことができることとする。（条例第8条、要綱3）</li> <li>4 生活環境の保全上等の問題を解決又は軽減するため、市が軽微な処置を行うことができることとする。（条例第9条、要綱6）</li> </ol>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年1月 空家等対策審議会 条例案諮問・答申          令和3年3月 令和3年第1回定例会へ条例議案提出          令和3年4月～5月 市民周知（広報5/1号、市ホームページ等）          条例施行規則等の整備          令和3年6月1日 条例施行</p>	



秦野市空家等の適正管理に関する条例を制定することについて

秦野市空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

空家等の適正な管理に係る所有者等及び本市の責務並びに管理が不全な空家等に対して本市がとる処置を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図るため、制定するものであります。



秦野市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に係る所有者等及び本市の責務並びに管理が不全な空家等に対して本市がとる処置を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等及び規則で定めるその他の建築物をいう。
- (2) 管理不全状態 空家等が次のいずれかの状態にあることをいう。
  - ア 老朽化、自然災害その他の理由により、建築物又はこれに附属する工作物が倒壊し、又はその部材が落下し、若しくは飛散するおそれその他保安上危険となるおそれがある状態
  - イ 草木の繁茂又は害虫、悪臭等の発生により、衛生上有害となるおそれ又は景観を損なうおそれがある状態
  - ウ その他市民の安全で安心な暮らし又は良好な生活環境を阻害するおそれがある状態
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等が管理不全状態とならないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空家等が管理不全状態となったときは、自らの責任において直ちにその状態を解消しなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、空家等が適正に管理されるよう、所有者等に対して、助言、情報提供その他必要な援助を行うものとする。

2 本市は、空家等が管理不全状態となったときは、その空家等が市民の安全で安心な暮らし及び良好な生活環境を阻害することがないように、法及びこの条例に基づき必要な処置をとるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全状態にある空家等に関する情報を本市に提供し、前条第2項の処置に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第6条 市長は、空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。次条において同じ。）について、管理不全状態を所有者等により改善する必要があるときは、その所有者等に対して、必要な処置をとるよう指導をすることができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導をした場合において、その指導に基づく処置をとるために必要な期間を経過してもなおその空家等の状態が改善されないときは、その処置をとるよう勧告をすることができる。

(緊急処置)

第8条 市長は、管理不全状態にある空家等が人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険な状態にあり、かつ、その空家等の所有者等に必要な処置を行わせる時間的余裕がなく、これを緊急に回避する必要がある場合に限り、規則で定める安全を確保するための必要最小限の処置を本市の職員又はその処置を委任した者（以下「職員等」という。）にとらせることができる。

2 市長は、前項の処置をとらせたときは、その空家等の所在地及びその処置の内容をその空家等の所有者等に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をしようとする場合で、その空家等の所有者等の所在又は所有者等が不明であるときは、その通知の内容を告示することをもって通知に代えることができる。

4 市長は、第1項の処置に係る費用を支出したときは、その費用をその空家等の所有者等から徴収することができる。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。

(軽微な処置)

第9条 市長は、地域における防犯上、保安上又は生活環境の保全上の支障を除去し、又は軽減するために、職員等に空家等の開放されている扉、窓又は



門扉の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための処置その他規則で定める処置をとらせることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、第6条の指導、第7条の勧告並びに第8条第1項及び前条の処置に必要な限度において、職員等を空家等に立ち入らせ、必要な調査(以下この条及び第12条において「立入調査」という。)を行わせることができる。

2 市長は、立入調査を行わせようとするときは、その調査を行う日の5日前までに、対象となる空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、その所有者等の所在若しくは所有者等が不明であるとき又は第8条第1項の処置をとらせるために立入調査を行わせようとするときは、この限りでない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等に関する情報の利用等)

第11条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、所有者等の把握について必要な情報の提供を求めることができる。

(身分証の携帯)

第12条 第8条第1項若しくは第9条の処置又は立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

## 秦野市空家等の適正管理に関する条例施行規則制定案要綱

### 1 規則で定めるその他の建築物

条例第2条第1号の規定により規則で定めるその他の建築物は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居住その他の使用がなされていないことが1年未満であることにより空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等に該当しないが、現に居住その他の使用がなされていない建築物又はそれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）
- (2) 居住その他の使用がなされていない長屋又は共同住宅の住戸

### 2 指導書及び勧告書

条例第6条の規定による指導をするときは、指導書により、条例第7条の規定による勧告をするときは、勧告書により行うこと。

### 3 規則で定める緊急処置

条例第8条第1項の規定により規則で定める安全を確保するための必要最小限の処置は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、外壁材その他の部材で、落下又は飛散のおそれがあるものの養生、打ち付け又は取り外し
- (2) 外壁、ブロック塀その他の工作物で、倒壊のおそれがあるものの補強又は撤去
- (3) 倒木又は枝の落下のおそれがある立木の伐採又は枝打ち
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### 4 通知書

条例第8条第2項の規定による通知は、緊急処置実施通知書により、条例第10条第2項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書により行うこと。

### 5 納付命令書

条例第8条第4項後段の規定による命令は、納付命令書により行うこと。

### 6 規則で定める軽微な処置

条例第9条の規定により規則で定める処置は、次に掲げるものとする。

- (1) 空家等に起因する落下物等の移動

- (2) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (3) 外壁又は柵、塀その他敷地を囲む工作物の著しく破損した部分に対する養生（簡易なものに限る。）
- (4) 著しく繁茂した草木の簡易な切除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、それらと同程度の処置であって、市長が必要と認めるもの

## **7 身分証**

条例第12条の身分を示す証明書は、空家等に対する処置及び立入調査に係る身分証明書とすること。

## **8 様式**

規則の規定により使用する様式を定めること。

## **9 施行期日**

令和3年6月1日とすること。